# 第1 調査の実施概要

# 1 調査の目的

法務総合研究所では、非行少年がどのような生活意識や価値観を持っているかを把握することを目的として、定期的に意識調査を実施している。平成2年から始まった同調査(以下「2年調査」という。)は、10年に第2回(以下「10年調査」という。)、17年に第3回(以下「17年調査」という。)が実施され、調査結果については、犯罪白書¹において概要を紹介しているほか、法務総合研究所研究部報告等²にまとめてきたところである。今回実施した第4回(以下「今回調査」という。)では、非行少年における生活意識等の経年変化を把握するだけでなく、調査対象を若年犯罪者まで拡大することにより、非行少年と若年犯罪者の生活意識等を対比させるなどして、その特徴を捉えること、また、非行や犯罪に至った要因やその後の処分等に関して、当事者である非行少年及び若年犯罪者の意識を分析することにより、非行や犯罪のリスク要因や立ち直りに必要なニーズ等を明らかにすることを目的としている。

なお、今回調査の結果の概要については、平成23年版犯罪白書3に掲載している。

### 2 調査実施方法

### (1)調査対象者

今回の意識調査の対象者は、以下のとおりであり、1-2-1表は、調査対象者の属性等を示したものである。

#### ア 非行少年調査

平成23年3月中<sup>4</sup>に全国の少年鑑別所に観護措置により入所した少年899人のうち、調査協力に同意した者730人(回収率81%,回答者の平均年齢16.7歳)

# イ 若年犯罪者調査

平成23年3月中に全国の刑事施設において刑執行開始時の処遇調査を終了し、又は刑執行開始時の指導に編入された年齢30歳未満の受刑者439人のうち、調査協力に同意した者372人(回収率85%,回答者の平均年齢24.7歳)

<sup>1</sup> 法務総合研究所 (1990)「平成 2 年版犯罪白書」291-330頁,法務総合研究所 (1998)「平成10年版犯罪白書」308-341頁,法務総合研究所 (2005)「平成17年版犯罪白書」211-227頁

<sup>2</sup> 法務総合研究所 (1991)「非行少年の生活・価値観に関する研究 (第1報告)」法務総合研究所研究部紀要34:55-111頁,法務総合研究所 (1992)「非行少年の生活・価値観に関する研究 (第2報告)」法務総合研究所研究部紀要35:187-202頁,法務総合研究所 (1999)「非行少年の特質に関する研究 非行少年の生活意識と価値観」法務総合研究所研究部報告4:85-225頁,法務総合研究所 (2006)「最近の非行少年の特質に関する研究 非行少年の生活意識と価値観 (第3報告)」法務総合研究所研究部報告32:3-79頁

<sup>3</sup> 法務総合研究所(2011)「平成23年版犯罪白書」292-317頁

<sup>4</sup> 調査期間中, 東日本大震災が発生しているが, 可能な範囲で調査を実施した(若年犯罪者調査も同じ。)。

# 1-2-1表 調査対象者の属性等

### 属性

<u> </u>								
区	区 分		総数		非行少年調査		若年犯罪者調査	
調査対象者	1, 102	(100.0)	730	(66.2)	372	(33.8)		
性別	男子	993	(90.1)	643	(88. 1)	350	(94. 1)	
	女子	109	(9.9)	87	(11.9)	22	(5.9)	
年齢	年少少年	193	(17. 5)	193	(26.4)			
	中間少年	282	(25.6)	282	(38.6)			
	年長少年	255	(23.1)	255	(34.9)			
	24歳以下	190	(17.2)			190	(51.1)	
	25~29歳	182	(16.5)	•••		182	(48.9)	
入所回数	初回	822	(74.6)	509	(69.7)	313	(84. 1)	
	2回以上	280	(25.4)	221	(30.3)	59	(15.9)	
保護処分歴	なし	627	(56.9)	463	(63.4)	164	(44. 1)	
児童自立支援施設等送致		19	(1.7)	15	(2.1)	4	(1.1)	
	270	(24.5)	180	(24.7)	90	(24.2)		
	186	(16.9)	72	(9.9)	114	(30.6)		

### ② 非行名・罪名

	区	区分		総数		非行少年調査		若年犯罪者調査	
総			数	1, 102	(100.0)	730	(100.0)	372	(100.0)
	刑	法	犯	890	(80.8)	598	(81.9)	292	(78.5)
	殺		人	7	(0.6)	3	(0.4)	4	(1.1)
	強		盗	46	(4.2)	21	(2.9)	25	(6.7)
	傷	害 • 暴	<b>入</b>	196	(17.8)	162	(22.2)	34	(9.1)
	窃		盗	416	(37.7)	276	(37.8)	140	(37.6)
	詐		欺	39	(3.5)	14	(1.9)	25	(6.7)
	恐		喝	48	(4.4)	40	(5.5)	8	(2.2)
	強姦	• 強制わい	ヽせつ	43	(3.9)	17	(2.3)	26	(7.0)
	放		火	8	(0.7)	2	(0.3)	6	(1.6)
	公	務執行	妨 害	12	(1.1)	11	(1.5)	1	(0.3)
	住	居 侵	入	6	(0.5)	5	(0.7)	1	(0.3)
	暴力	7 行為等処	罰 法	15	(1.4)	12	(1.6)	3	(0.8)
	そ	の他刑	法 犯	54	(4.9)	35	(4.8)	19	(5.1)
	特	別 法	犯	183	(16.6)	103	(14.1)	80	(21.5)
	覚も	せい剤取	締 法	61	(5.5)	9	(1.2)	52	(14.0)
	道	路 交 追	<b></b> 法	86	(7.8)	68	(9.3)	18	(4.8)
	その	) 他特別	法 犯	36	(3.3)	26	(3.6)	10	(2.7)
	<		犯	29	(2.6)	29	(4.0)	_	

- 注 1 少年鑑別所退所時又は刑事施設入所時の年齢による。 2 ①において,「年少少年」は、14歳未満の者を含み,「年長少年」は、20歳に達している者を含む。
  - 3 ①において、「児童自立支援施設等」は、児童自立支援施設及び児童養護施設をいう。
  - 4 ①において、複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致、保護観察、児童自立支援施設等送致 の順に最も先に該当するものに計上している。
  - 5 ②において、複数の非行名又は罪名を有する場合は、法定刑の最も重いもの(ぐ犯については、法 定刑の最も軽いものとして扱う。) に計上している。
  - 6 ( ) 内は、①は、施設別又は区分別の構成比で、②は、区分別の構成比である。

# (2)調査方法

調査は、調査対象者の協力意思を確認後、無記名で実施し、別途、調査対象者の非行名・ 罪名、保護処分歴等の基本的情報を調査対象者の在所施設の職員の回答により確認した。

### (3)調査内容

これまでの調査結果との比較により非行少年の意識の変化が明らかになるよう,質問項目の多くは,17年調査で使用したものと同一のものを用いた。ただし,非行少年及び若年犯罪者の特質を捉えるため,関係機関が実施した同種調査の内容等を参考として,新たな質問項目を追加する一方,削除した質問項目もある。また,再非行・再犯の要因を分析するため,保護処分(児童自立支援施設・児童養護施設(以下「児童自立支援施設等」という。)送致を除く。)歴又は刑事処分(罰金以上)歴を有する者に対する過去の処分に関する質問項目も追加した。

17年調査で使用した調査票と異なる質問項目については、次のとおりである。

- ア 新設した質問項目(質問項目の追加・変更を含む)
  - Q7 学校生活
  - Q8 就労
  - Q9 地域社会に対する態度<sup>5</sup>
  - Q14 非行・犯罪をする者等に対する意見
  - Q15 非行・犯罪の原因
  - Q16 処分歴
  - Q17 保護観察に対する意識・態度
  - Q18 少年院送致に対する意識・態度
  - Q19 罰金に対する意識・態度
  - Q20 執行猶予に対する意識・態度
  - Q21 実刑に対する意識・態度
  - Q22 処分を受けて役立ったこと
  - Q23 再非行・再犯の原因
  - Q26 非行や犯罪から立ち直るために必要なこと
- イ 削除した質問項目

地域社会

人の暮らし方

同世代の者に対する見方

<sup>5 17</sup>年調査においても「地域社会」という項目はあったが、質問内容は、今回調査とは異なり、地域社会において性的なものや違法なものに接近しやすいと認識しているか、地域社会の人々が身近なトラブルに介入してくれると認識しているか等を問うものであった。

# (4) 分析方法

調査結果の分析は、過去3回の調査結果との比較、非行少年と若年犯罪者との比較のほか、少年時の非行性の進度による違いを見るため、非行少年及び若年犯罪者の双方について保護処分歴別の比較を行い、必要に応じてその他の分析を行った。

なお、保護処分歴別の分析に当たっては、「少年院送致」、「保護観察」及び「保護処分 歴なし」の3区分に分類し<sup>6</sup>、標本数の少ない児童自立支援施設等送致歴のみを有する者 (1-2-1表①参照)については、保護処分歴別の統計的分析からは除外している。

分析において、クロス表分析等による統計的検定を行った場合、検定結果を図表中又は本文に付記しているが、1%水準で有意(p<0.01)の場合は「\*\*」を付し、5%水準で有意(p<0.05)である場合は「\*」を、有意差のない場合は「ns(non significant)」をそれぞれの統計量の末尾に表記している $^7$ 。

<sup>6</sup> 保護観察と少年院送致の両方に該当する場合は、少年院送致の区分に計上している。

<sup>7</sup> クロス表分析で有意差が見られた場合は、残差分析の結果により検定結果の解釈を行っており、分散分析を実施している場合には、多重比較の結果を本文解釈に反映させている。